



宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第43号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

県議会告示

○宮崎県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示……………1

○公印規程の一部を改正する告示……………1
○県議会文書取扱規程の一部を改正する告示……………1
○宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示……………4
○宮崎県議会電子署名規程の一部を改正する告示……………4

県議会告示

宮崎県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県議会議長 坂元裕一

宮崎県議会告示第一号

宮崎県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会議事務局の組織等に関する規程(昭和二十五年宮崎県議会議事務局規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 組織及び職制(第一条―第三条)
- 第二章 分掌事務(第四条―第六条)
- 第三章 事務の代決(第七条・第八条)
- 第四章 専決事項(第九条)
- 第五章 服務(第十条―第十二条)
- 第六章 委任(第十三条)

第十三条の前に次の章名を付する。

第六章 委任

第十三条を次のように改める。

第十三条 この規程に定めるもののほか、事務の処理及び職員の仕事については、局長が別に定める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

公印規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県議会議長 坂元裕一

宮崎県議会告示第二号

公印規程の一部を改正する告示

公印規程(昭和四十四年宮崎県議会議事告示第一号)の一部を次のように改正する。

- 第五条中「様式第一号」を「別記様式第一号」に改める。
- 第六条第二項第一号中「議長印」の下に「副議長印」を加える。
- 第九条中「様式第二号」を「別記様式第二号」に改める。
- 第十条第二項中「様式第三号」を「別記様式第三号」に改める。

別表中「別表」と「別表(第2条関係)」を

議長印	宮崎県 議会議長印	方30	1	一般公文書	総務課長	を
-----	--------------	-----	---	-------	------	---

議長印	宮崎県 議会議長印	方30	1	一般公文書	総務課長	に改める。
副議長印	宮崎県 議会議長印	方30	1	一般公文書	総務課長	

様式第一号中「(様式第1号)」を「別記様式第1号(第5条関係)」に改める。

様式第二号中「(様式第2号)」を「様式第2号(第9条関係)」に改める。

様式第三号中「(様式第3号)」を「様式第3号(第10条関係)」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県議会議長 坂元裕一

宮崎県議会告示第三号

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示

県議会文書取扱規程(平成十二年宮崎県議会議事告示第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「議会規則」を「宮崎県議会規則」に、「議会告示」を「宮崎県議会告示」に改める。

第七条第五項中「、告示及び公告」を「及び告示」に改める。

第十三条第一号中「総務課長」を「総務部行政経営課長」に改める。

第十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第三号の次に次の一号を加える。

二 次長が専決すべきもの 次長

第二十三条第二項中「決裁印」の下に「(別記様式第十号)」を加える。

第三十条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第十一号」に

改める。

第三十五条第二項中「別記様式第十一号」を「別記様式第十二号」に改める。

第三十七条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十三号」に改める。

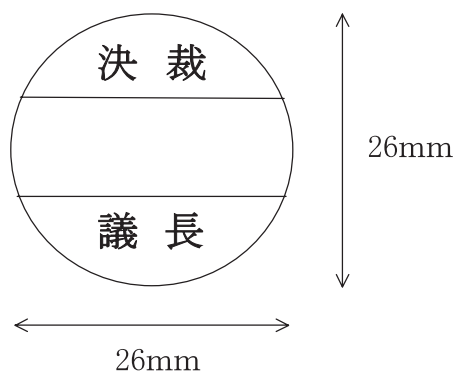
第四十一条第十二号中「別記様式第十二号」を「別記様式第十三号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「別記様式第十一号」を「別記様式第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「別記様式第十号」を「別記様式第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 決裁印 (別記様式第十号)

別記様式第十二号を別記様式第十三号とし、別記様式第十一号を別記様式第十二号とし、別記様式第十号を別記様式第十一号とし、別記様式第九号の次に次の様式を加える。

様式第10号（第23条関係）

決 裁 印



（備考）議長の印字箇所は、決裁区分が議長にあっては議長、局長にあっては事務局長、次長にあっては事務局次長、課長、課長補佐又は担当リーダーにあっては各課長とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の県議会文書取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に作成し、又は收受した文書について適用し、同日前に作成し、又は收受した文書の処理については、なお従前の例による。

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県議会議長 坂元 裕一

宮崎県議会告示第四号

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程(平成十五年宮崎県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「認められる」を「認める」に改める。

別記様式第二号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改める。

別記様式第三号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改める。

別記様式第七号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に、

「2 条例第11条第1項の規定による決定の期間」を「2 条例第11条第1項の規定による決定期間」に改める。

別記様式第八号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に、

「2 条例第11条第1項の規定による決定の期間」を「2 条例第11条第1項の規定による決定期間」に改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改める。

別記様式第十一号中

「1 公文書を開示されることについて反対する意思の有無」を「1 公文書を開示されることについて反対する意思の有無」に改める。

別記様式第十二号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改める。

別記様式第十三号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に、「第17条」を「第18条」に改める。

別記様式第十四号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改める。

別記様式第十五号中「文書番号及び文書記号」を「文書記号及び文書番号」に改め、「規定の」を削る。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県議会電子署名規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県議会議長 坂元 裕一

宮崎県議会告示第五号

宮崎県議会電子署名規程の一部を改正する告示

宮崎県議会電子署名規程(平成十七年宮崎県議会告示第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 副議長

別表中

Table with 2 columns: 議長, 総務課長

Table with 2 columns: 議長, 総務課長; 副議長, 総務課長

改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。